



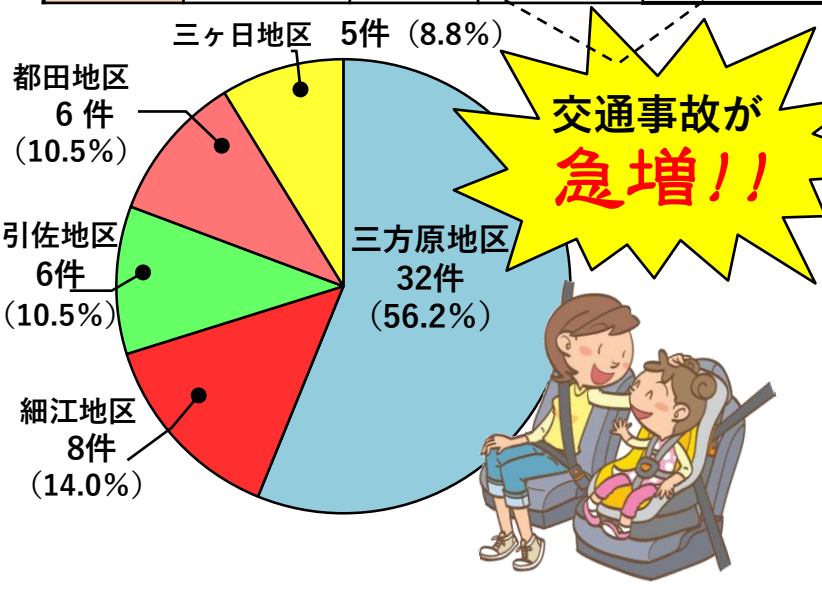
2月は視認性が低下する日没後の時間帯に歩行者が被害者となる事故が多発する傾向にあります。反射材等を着用して事故に遭わないようにしましょう。



令和5年1月末 細江警察署管内の交通事故件数(概数)

区分	人身事故	死者	傷者	物損事故
北区全体	57(+15)▼	0(±0)	91(+43)	164(+42)
高齢者事故	21(+11)	0(±0)	16(+13)	

事故類型別 (件数)				
区分		北区全体	高齢者事故	
人対車両	対(背)面通行中	1	1	
	横断中	横断歩道	3	2
		その他	1	1
	その他	2	1	
車両相互	正面衝突	1		
	追突	15	5	
	出会い頭	17	7	
	追越等	2		
	右左折時	7	2	
	その他	5	1	
車両単独		3	1	
計		57	21	



※令和4年中の 幼児・園児の交通事故は 全て四輪の同乗中でした。

幼児の命を守るのは保護者です。



どうする?! こんなとき!! 再確認してみましょう

◎交通事故に遭った時

- ①ただちに車を止め、事故概況を確認
- ②負傷者がいたら、応急救護処置を行う
- ③続発事故の防止措置をとる
- ④警察官に報告し、指示を受ける



※周りの人に助けを求めましょう
 ※当事者だけでの話し合いで済ませず、必ず警察に届けなければなりません

◎地震が発生した時

- ①車を止める
 - ②カーラジオで情報を聞く
 - ③揺れがおさまるまで車内で待機
 - ④道路の損壊などに注意
 - ⑤車から離れるときはドアロックをせず、キーをつけておくか、車内のわかりやすい場所に置いておく
- ※運転中の急ハンドル急ブレーキは避けましょう

